

## 岐阜県警察からのお知らせ

**平成29年3月12日より改正道路交通法が施行されます。**

～特に75歳以上の高齢運転者の免許更新手続きが大きく変わります!!～

**改正点 1**…「認知機能検査」を県内の各運転者講習センターで行います。

これまで各自動車教習所において、75歳以上の方に義務付けられている高齢者講習と同日に行っていた「認知機能検査」を、講習受講の前に県下6カ所にある運転者講習センターで行います。つまり、改正法施行後は「認知機能検査」と「高齢者講習」はそれぞれ別の日に行うこととなります。

**改正点 2**…「認知機能検査」の結果、「認知機能が低くなっている」と判定された方は、医師の診断書の提出等が義務化されます。

認知機能検査により記憶力・判断力が低くなっていると判定された方は、医師の診断書の提出若しくは臨時適性検査の受検が義務付けられます。

**改正点 3**…一定の違反行為をした場合、臨時的「認知機能検査」を実施します。

認知機能が低下した場合に行われやすい一定の違反行為（信号無視など18項目）を行った場合、「臨時認知機能検査」の受検が義務付けられます。この検査で「認知機能が低くなっている」と判定された方は、臨時適性検査の受検若しくは医師の診断書の提出が義務付けられます。なお、この検査の結果が免許更新時等、前回の検査結果よりも悪化している方は「臨時高齢者講習」の受講も義務付けられます。

(お問合せ先：岐阜県警察本部交通部運転免許課 代表 058-295-1010)



## ～交通遺児激励金へのご寄附のお願い～

岐阜県では、皆様からの善意のご寄附のもとに、毎年5月5日のこどもの日を基準に、県内にお住まいの交通遺児の方々に対して激励金を支給しています。趣旨に賛同いただき、ご寄附をくださる方は、岐阜県環境生活部環境生活政策課 (TEL 058-272-8205) までご連絡ください。

ご寄附いただきました皆様、誠にありがとうございました。(平成27年度中:順不同)

DreamPower 実行委員会/中濃消防組合交通安全青年部会/岐阜県自動車検査員会/ぎふ長良川走ろう会/(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会/神岡鉱業(株)猛打会/(株)丸代西山生コンクリート/岐阜県民共済生活協同組合/(一社)岐阜県自動車会議所/全国共済農業協同組合連合会岐阜県本部/岐阜県飲食生活衛生同業組合青年部/小幡雅彦 その他 匿名4名  
※この他、(一社)岐阜県自家用自動車協会様から交通安全啓発物品のご寄附を頂いております。



(一財)岐阜県交通安全協会

## 第3回 こあんちゃん交通安全クイズ

正解者の中から抽選で**200名様に、1,000円分の図書カードをプレゼント!**

第1問	12月中は、「魔の時間帯(午後4時から午後8時)」に最も交通事故が多く発生しています。そこで問題…その割合は何割でしょうか? ①…1割                      ②…3割                      ③…10割
第2問	車・バイクのライトは、走行用前照灯(ハイビーム)走行が基本です。そこで問題… <b>すれ違い用前照灯(ロービーム)の照射距離は約何メートルでしょうか。</b> ①…約5メートル              ②…約40メートル              ③…約100メートル
第3問	改正道路交通法の施行により75歳以上の高齢運転者の免許更新手続きが大きく変わります。そこで問題… <b>改正道路交通法の施行日はいつでしょうか?</b> ①…平成29年1月1日          ②…平成29年3月12日          ③…平成29年4月1日

【応募方法】郵便はがきに、クイズの答・郵便番号・住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記の上、下記宛先までご応募ください。当選の発表は発送をもって代えさせていただきます。

【宛先】〒500-8384 岐阜市藪田南5-14-12 一般財団法人岐阜県交通安全協会「交通安全クイズ係」

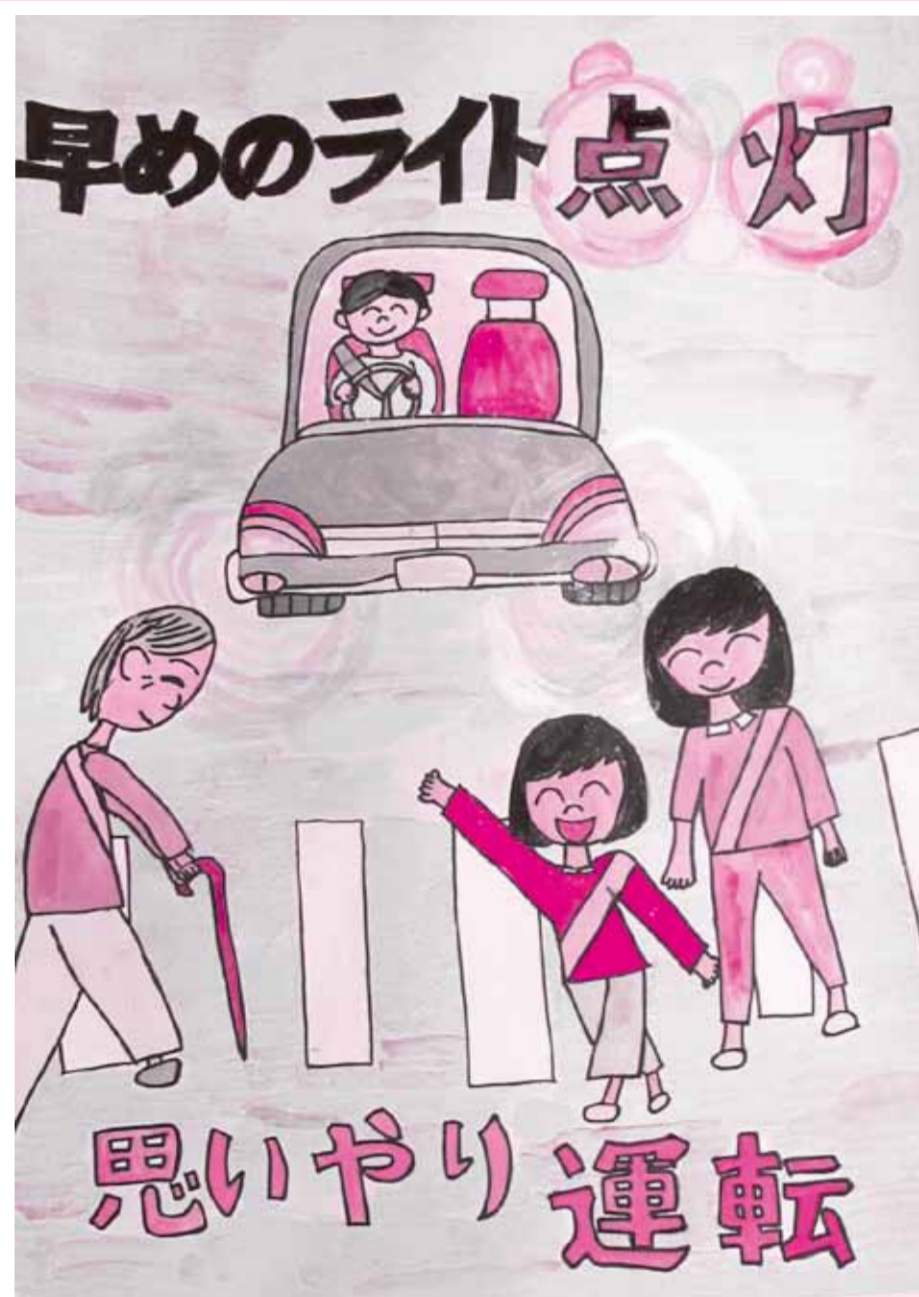
【締切】平成28年12月21日(水)\*当日消印有効

【その他】ご応募を通じて収集した個人情報は、抽選・発送等当クイズ業務に使用し、それ以外の目的には使用いたしません。

# 平成28年 年末の交通安全県民運動

実施期間 12月11日(日)から 12月20日(火)

スローガン **無事故で年末 笑顔で年始**



平成28年度JA共済小・中学生交通安全ポスターコンクール  
JA中央会会長賞 飛騨市立古川小学校 4年生 坂本詩乃さんの作品

交通事故のない 安全・安心な  
「清流の国ぎふ」を目指そう!

昭和37年3月、関係機関・団体と連携し、交通安全を確保することを目的に、岐阜県交通安全対策協議会が設立され、今回の運動で100回目を迎えます。

引き続き県民総ぐるみとなって、交通安全運動を推進しましょう。



魔の時間帯

「魔の時間帯」  
(午後4時～午後8時)  
交通事故が多発!!



運動の  
重 点

- 夕暮れ時と夜間(特に、「魔の時間帯(午後4時から午後8時)」における交通事故防止)
- 飲酒運転の根絶
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用徹底

## 岐阜県交通安全対策協議会

事務局：岐阜県環境生活部環境生活政策課 生活・交通安全係  
TEL:058-272-8205 (直通)



# 平成28年 年末の交通安全県民運動実施要綱の要旨

## 1. 運動の目的

年末は、師走特有の慌ただしさに加え、1年を通じて日没時刻が最も早くなり、特に夕暮れ時から夜間にかけてのいわゆる『魔の時間帯(午後4時から午後8時)』において、高齢者を中心に歩行中・自転車乗用中の死亡事故が増加する傾向にあるほか、忘年会シーズンを迎え、飲酒運転による重大な事故の発生が懸念されます。

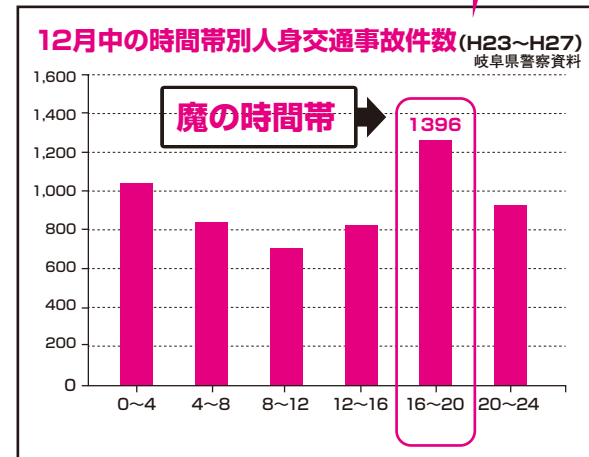
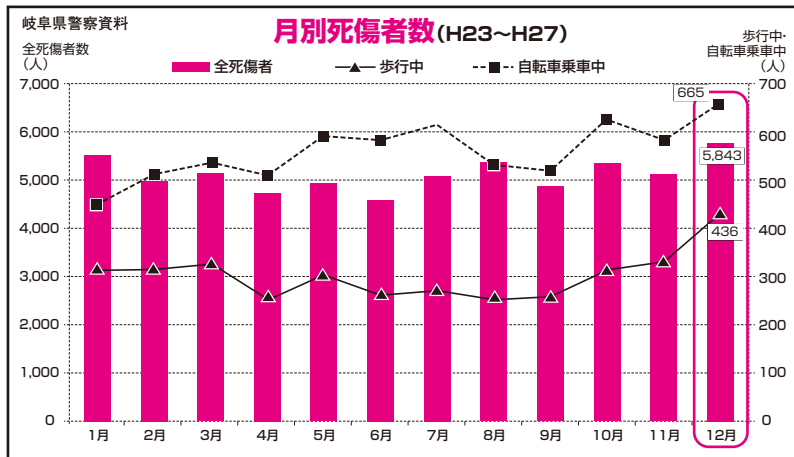
本運動は、このような傾向を踏まえ、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とします。

## 2. 運動の重点に関する推進項目

### ① 夕暮れ時と夜間(特に、『魔の時間帯(午後4時から午後8時)』)における交通事故防止

#### 推進項目1 『魔の時間帯(午後4時～午後8時)』における交通事故防止の推進

12月は… ●1年のうちで最も多くの方が交通事故で死傷!  
 特に歩行中・自転車乗用中の被害が増加!  
 ●『魔の時間帯』に集中して発生(3割)!

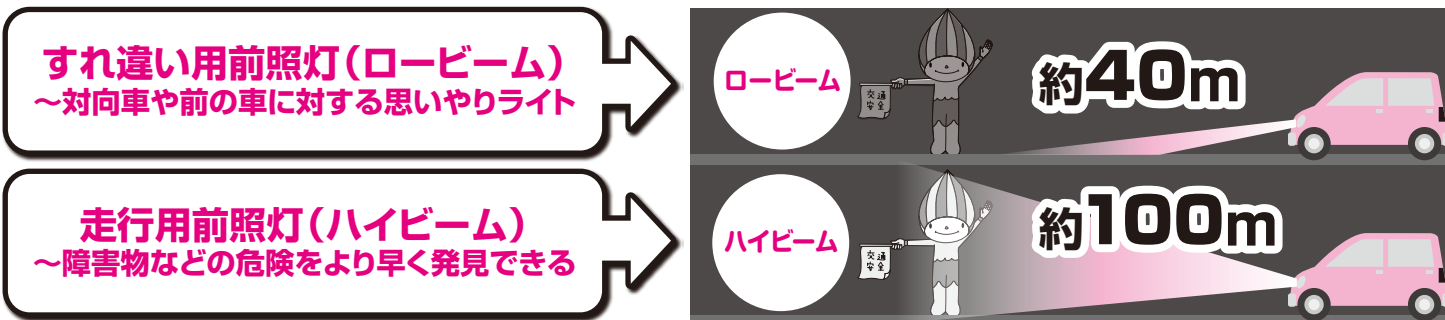


#### 推進項目2 トワイライト・オン(早めのライト点灯)キャンペーンとの同時啓発の推進

早めのライト点灯!とハイビームの励行! → お互いに早めに気づいて事故防止!

点灯時間の目安(日没30分前)

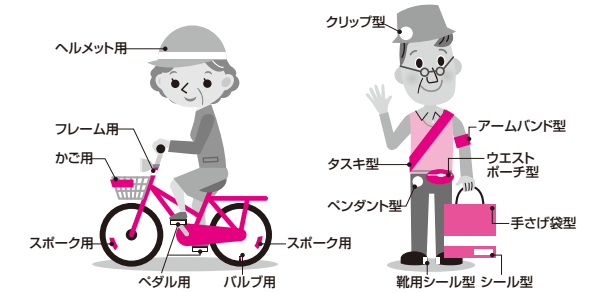
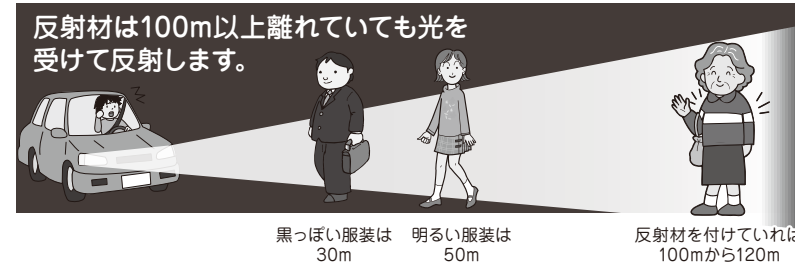
12月中は、午後4時ごろ



・車・バイクのライトはハイビームが基本!!ハイビームは、視界が広がり交通事故を未然に防止できます。  
 ・対向車や前車、歩行者・自転車を幻惑させないように、こまめにライトを切り替えましょう。

### 推進項目3 歩行者・自転車利用者の反射材用品等着用への推進

・夕暮れ時や夜間は、運転者に自身の存在を早く知らせるよう、反射材用品を利用しましょう。

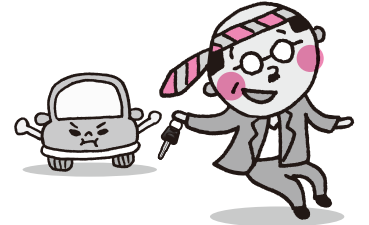


反射材は、あなたの命を守ります —伝えよう 自分の存在 反射材—

### ② 飲酒運転根絶

#### 推進項目 社会全体で飲酒運転を許さない環境づくりの推進

・飲酒運転は『悪質犯罪』です。厳しい処分が下されます!

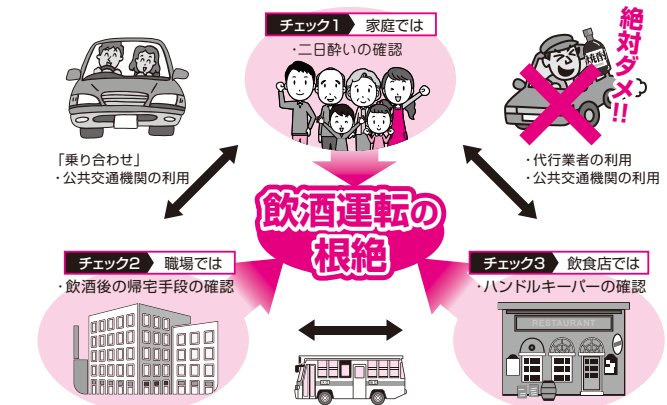


- ・刑事上の責任: 懲役又は罰金
- ・行政上の責任: 免許取消し(又は免許停止)
- ・民事上の責任: 高額な賠償金

運転手本人だけでなく同乗者等も厳罰対象!

- 約束1 お酒を飲んだら運転しない【しない】
- 約束2 運転する人にはお酒を飲ませない【させない】
- 約束3 お酒を飲んだ人には運転させない【許さない】

地域社会全体で飲酒運転を ①しない ②させない ③許さない 環境づくり



### ③ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用徹底

#### 推進項目1 全席シートベルト等着用義務の周知徹底

・道路交通法では、全席のシートベルトの着用と幼児(6歳未満)のチャイルドシート使用が義務付けられています。【道路交通法第71条の3】  
 ・後部座席でもシートベルトを着用し、幼児にはチャイルドシートを使用しましょう。



#### 推進項目2 シートベルトとチャイルドシートの着用の必要性・効果に関する理解の促進

・平成28年9月末の死亡事故におけるシートベルト非着用率は50%!(30人中、15人が非着用) ~非着用者15人のうち、5割の方が着用していれば命を落とすことはなかったと思われます。

- 非着用の危険性!
- 車内で全身を強打する可能性
  - 車外に放り出される可能性
  - 前席の人が被害を受ける可能性



- ・非着用死者の車外放出の割合は着用者の約21倍
- ・非着用者の後部座席乗員が車外へ放出される割合は着用者の約13倍
- ・非着用の後部座席乗員により前席乗員が頭部に重傷を負う割合は着用者の約51倍

命を守るチャイルドシート —「抱っこ」では子供の命は守れません!—